

各務原市委託等の契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱

(平成16年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する委託及び物品の買入れ又は借入れ並びに物品の製造又は修繕及び印刷製本の請負（以下「委託等」という。）の契約に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の向上を図るため、入札及び契約に係る情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、次条から第7条までに規定する情報とする。ただし、次条に規定する情報にあってはその予定価格が200万円を超えると見込まれるもの、第5条及び第6条に規定する情報にあっては物品の購入又は業務委託等の契約に限る（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって本市の行為を秘密にする必要があるもの及び各務原市契約に関する事務分掌を定める規程（平成22年訓令第10号）の規定により所管課が契約するものを除く。）。

(工事に係る委託の発注の見通しの公表)

第3条 市長は、毎年度当初に当該年度に発注することが見込まれる建設工事に係る設計、監理、調査又は測量の委託（以下「工事に係る委託」という。）について、次の事項を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

(1) 工事に係る委託の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 市長は、毎年度10月1日を目途として、前項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を同項に規定する方法により公表する。

3 前2項の規定による発注の見通しに係る情報の公表は、当該公表した日から当該年度の末日までの間、行うものとする。

(競争入札参加資格等の公表)

第4条 市長は、委託等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めたとき、又は当該資格を有する者に係る次に掲げる項目を掲載した名簿を作成したときは、遅滞なく、閲覧の方法により公表する。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 登録業種

2 前項の規定による競争入札参加資格等に係る情報の公表は、同項の資格を定めたとき、又は同項の名簿を作成したときからその資格の有効期限の末日まで行うものとする。

(入札の執行前の情報の公表)

第5条 市長は、委託等の入札の執行に係る公告又は通知の日から当該入札の執行日までの間、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

(1) 契約件名及び契約履行場所又は納入場所

(2) 入札の執行日時及び場所

(3) 予定価格（工事に係る委託の契約で、当該予定価格が1,000万円未満のものに限る。）

(契約締結後の情報の公表)

第6条 市長は、委託等の契約締結後、遅滞なく、当該契約に係る次に掲げる事項を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

(1) 予定価格

(2) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(3) 入札の参加者の商号又は名称及び入札金額

(4) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地

(5) 契約件名及び契約履行場所又は納入場所

(6) 契約履行期間又は納入期限

(7) 契約金額

(8) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

2 前項の規定による情報の公表は、当該公表した日から翌年度の3月末日までの間、行うものとする。

(競争入札参加資格停止に係る情報の公表)

第7条 市長は、競争入札参加資格停止の措置をとったときは、遅滞なく、当該措置の対象者の商号又は名称並びに当該措置の期間及び理由を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(閲覧の場所等)

第8条 第3条第1項及び第2項、第4条第1項、第5条、第6条第1項並びに前条第1項の規定による閲覧の方法による情報の公表場所は、総務部契約経理課とする。

2 公表する情報の閲覧を希望する者は、所定の閲覧簿に必要事項を記入するものとする。

3 市長は、この要綱の規定により情報の公表を行う場合において、必要があると認めるときは、閲覧の方法に加えて、ウェブサイトへの掲載、報道機関への情報提供その他適当な措置をとることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成16年度予算に係る契約から適用する。

附 則 (平成18年3月24日決裁)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市委託等の契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱の規定は、平成18年度の予算に係る契約から適用し、平成17年度の予算に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月7日決裁)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 改正後の各務原市委託等の契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指名通知を行う契約について適用し、同日前に指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年9月30日決裁)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市委託等の契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は通知を行うものについて適用する。

附 則（令和7年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 令和7年度においては、改正後の第3条第2項の規定は適用せず、同条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「毎年度当初に当該年度」とあるのは「令和7年10月1日から当該年度の末日までの間」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」とする。

附 則（令和8年3月17日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。